

令和 7 年 10 月 9 日

衆議院議長	}	各宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
内閣府特命担当大臣 (こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助)		

神戸市会議長 菅 野 吉 記

国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の見直しに関する
意見書

昨年 8 月に発表された令和 6 年人事院勧告では、国家公務員の地域手当の大きく
くり化や級地区分等の見直しが表明されました。保育所・認定こども園・幼稚園
等の公定価格や児童入所施設・救護施設の措置費、介護・障害福祉サービスの報
酬については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されてい
ますが、これら社会福祉施設等に従事する職員は、年間の給与額が全職種平均と
比較して低い傾向にあります。このような中、今回の地域手当見直しに伴い、従
来どおりの算定方法によることで各種措置費等が低下することとなれば、これま
での処遇改善の推進に逆行するものと言わざるを得ません。

保育所・認定こども園・幼稚園等の公定価格については、令和 7 年 4 月からの
見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされ
ている一方で、児童入所施設・救護施設の措置費については、事前に自治体との
調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により、令和 7 年 4 月から国家公

務員の地域手当に準拠して見直しすることとされました。

今回、地域手当の見直しに準拠して地域区分の引下げが進められている自治体においては、他産業だけでなく、周辺の地域区分がより高い区域へ人材流出が加速するなど、人材確保や施設環境改善に大きな支障が生じるおそれがあります。さらに施設の収入が減少すれば、正規職員から非常勤職員に雇用を切り替えざるを得ないなど、利用者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況となっています。施設経営が更に圧迫され、廃業を余儀なくされる懸念もあり、対象となる関係者から多くの不安の声が挙がっております。

よって、国におかれては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、下記の事項に取り組まれるよう、強く要望します。

記

1. 令和7年4月からの地域区分の変更で児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた地方自治体に対して、見直し前の水準に戻したうえで、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講ずること。
2. 地域手当が引き下げられた地域における保育所・認定こども園・幼稚園等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬については、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。